

1. 目的

福祉・介護職員等特定処遇改善加算は、福祉・介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進めるために、令和元年10月より始まった新しい加算です。具体的には、他の福祉・介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるような柔軟な運用を認めることを前提に、障害福祉サービス事業所等における勤続年数10年以上の介護福祉士等について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことなどを算定根拠としています。

2. 加算の種類及び算定要件

加算の種類		算定要件
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	加算Ⅰ	配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件、見える化要件
	加算Ⅱ	現行加算要件、職場環境等要件、見える化要件

算定要件

【配置等要件】

福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあっては特定事業所加算）を算定していること。※重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあっては記載不要。

【現行加算要件】

現行加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。（特定加算と同時に現行加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合を含む。）

【職場環境等要件】

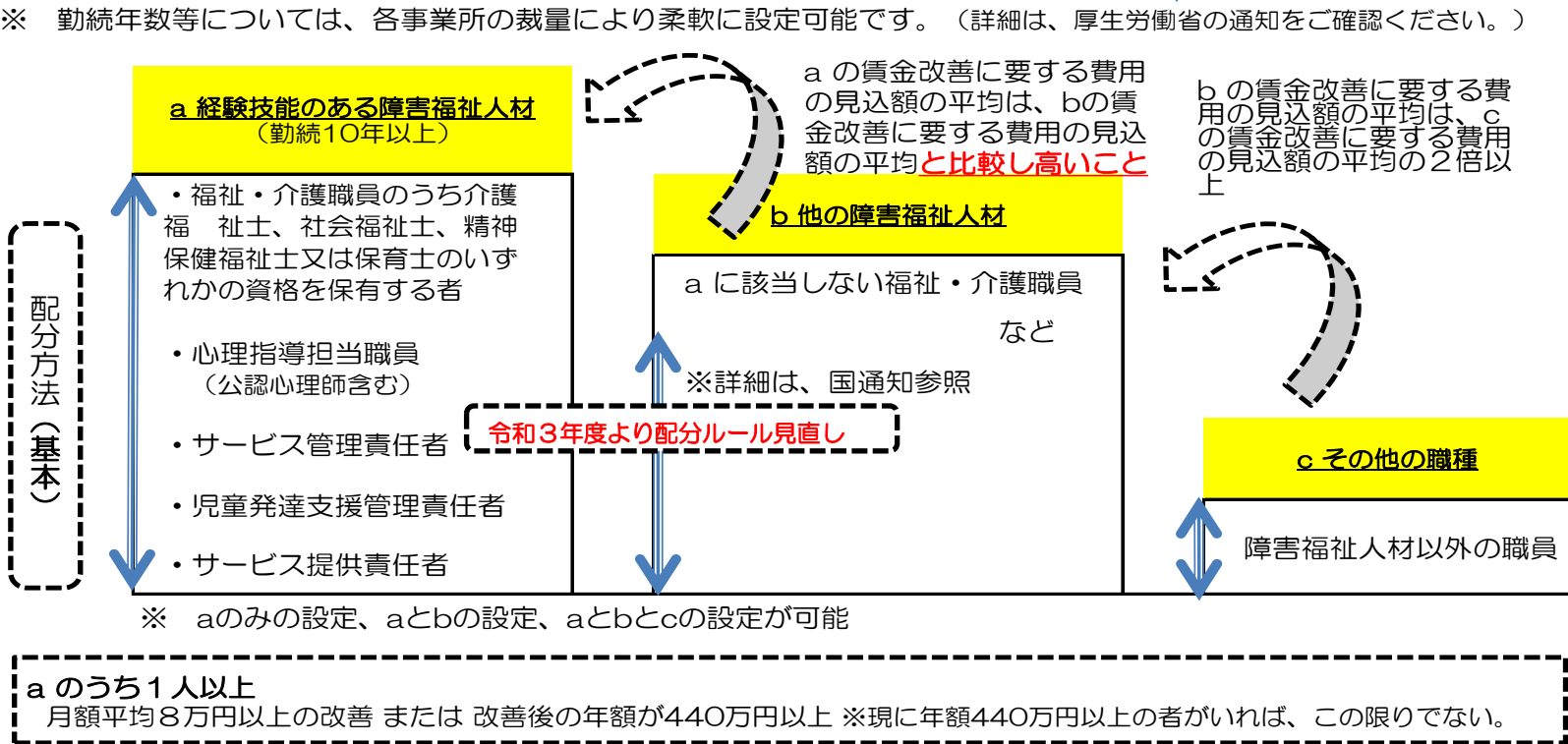
届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知していること。この処遇改善については、複数の取組を行うこととし、国通知の別紙1表5の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の6つの区分から3つの区分を選択し、それぞれで1つ以上の取組を行うこと。

【見える化要件】令和2年4月～ ※情報公表システム改修予定により令和3年度と令和4年度は算定要件としない。

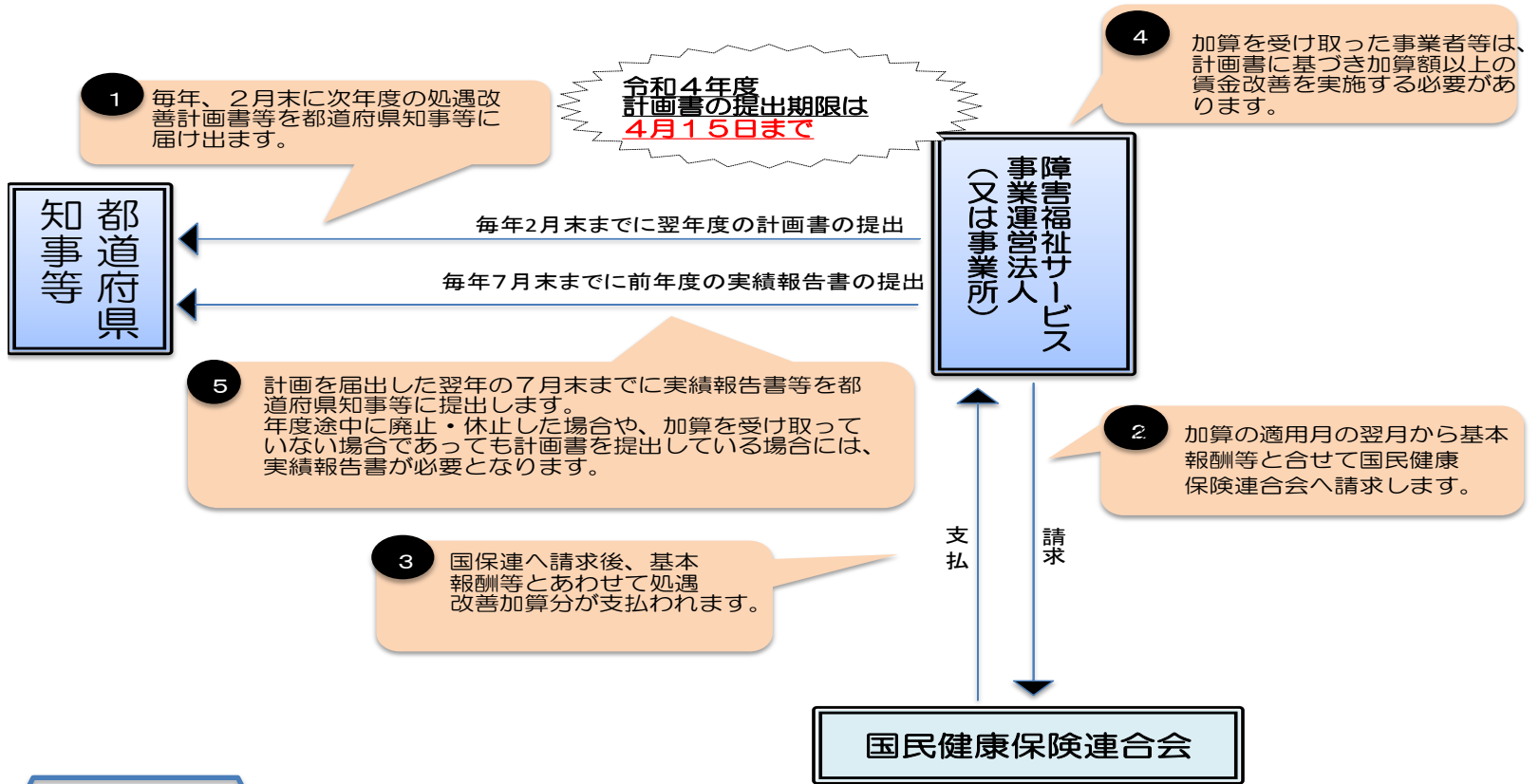
特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、障害福祉サービス等情報公表制度を活用して特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページ等、外部から見える形で公表すること。

基本の配分方法（イメージ）

⇕ = 平均処遇改善額



3. 加算の流れ



！重要！

①について

- 届出様式等は、東京都障害者サービス情報をご確認ください。
- 年度途中で事業所を追加する場合又は廃止する場合には、変更する月の**前月15日まで**（**処遇改善加算担当（障害福祉）必着**）に変更届を提出する必要があります。
- 年度途中で新規で届出を行う場合には、算定月（サービス提供月）の**前月15日まで（※）**（**処遇改善加算担当（障害福祉）必着**）に計画書等を提出する必要があります。

②について（加算額の計算方法）

一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額×サービス別加算率

※処遇改善加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の支払明細書に基づく障害福祉サービス等報酬総額（処遇改善加算等の額を除く。）を12で除したものの。

③について

国保連から**処遇改善加算総額のお知らせ**が発行されます。実績報告時に必要になりますので、**必ず保存**をしておいてください。

④について

- 賃金改善の方法はベースアップや手当等が考えられますが、実費弁償・福利厚生のような**賃金以外の項目に加算金は充当できません。**
- また、手当において、研修手当には加算金を充当できません。
（「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A VOL.2（平成27年4月30日）」問9 を参照）

⑤について（！特に重要！）

届出書の修正や実績報告書の修正・提出を求める等の指導を行っているにも関わらず修正・提出を行わない場合や加算額以上の賃金改善が行われない場合など、加算の算定要件を満たしていない場合には、加算算定の停止や不正請求として全額返還等を行う可能性があります。

【その他】

年度途中でやむを得ず賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行うことになった場合には、その時点で速やかに、特別な事情に係る届出書を提出してください。

4. 提出先

○東京都担当部署

東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当(障害福祉)

○八王子市担当部署(※八王子市へ提出する場合)

八王子市福祉部障害者福祉課事業者指定担当

※児童相談所設置区の児童サービスは、提出先は区となります。